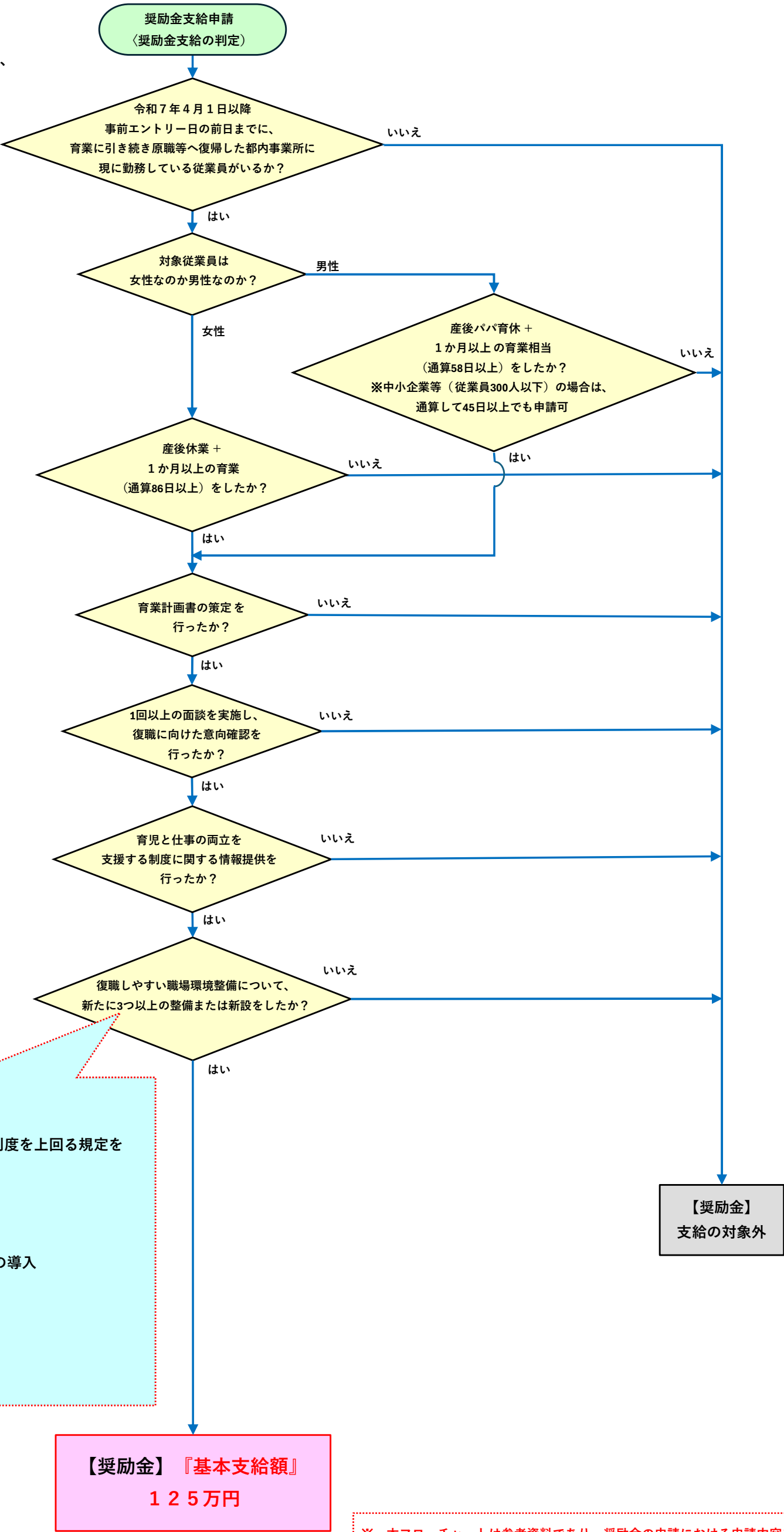


〈奨励対象となる取組〉

【前提条件】

常時雇用する従業員数が2人以上999人以下で、
都内で事業を営む企業等であること



次の「復職しやすい職場環境整備」について、
新たに3つ以上の育児・介護休業法に定める制度を上回る規定を
整備または新設したか？

- ・ 有給の子の看護等休暇の導入
- ・ 子の看護等休暇の取得日数の上乘せ
- ・ 中抜けありの時間単位の子の看護等休暇の導入
- ・ 育児短時間勤務制度の利用年数延長
- ・ 所定外労働時間制限の対象年齢拡大
- ・ 病児保育経費の補助
- ・ 子連れ出勤制度の導入

※ 本フローチャートは参考資料であり、奨励金の申請における申請内容を図式化
したもので 奨励金の支給可否および奨励金額を確定するものではありません。

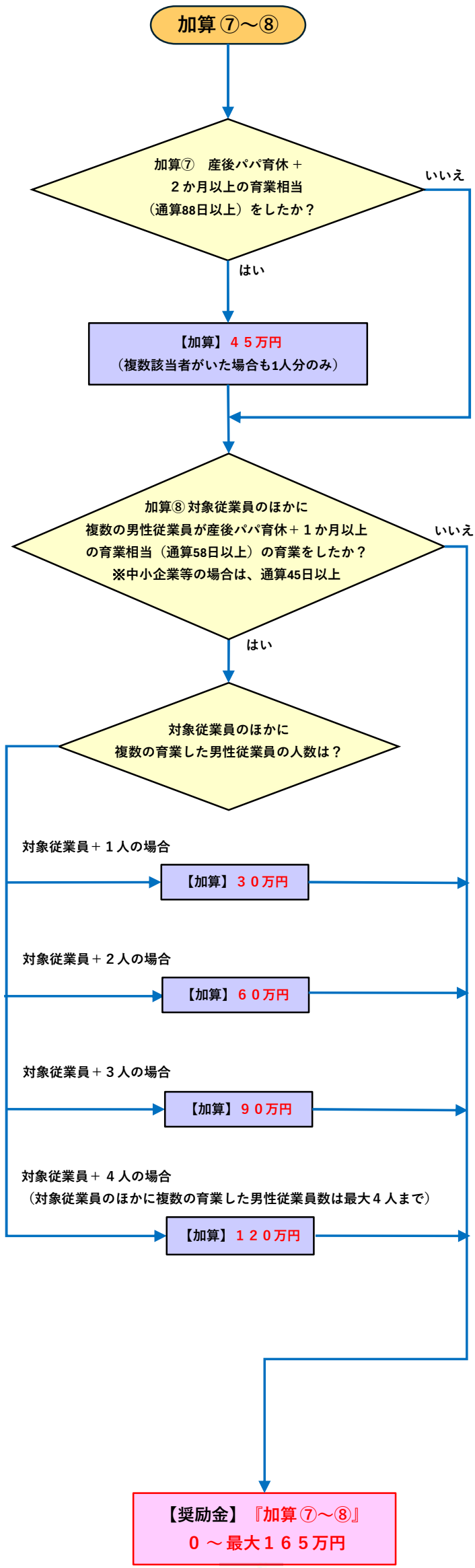
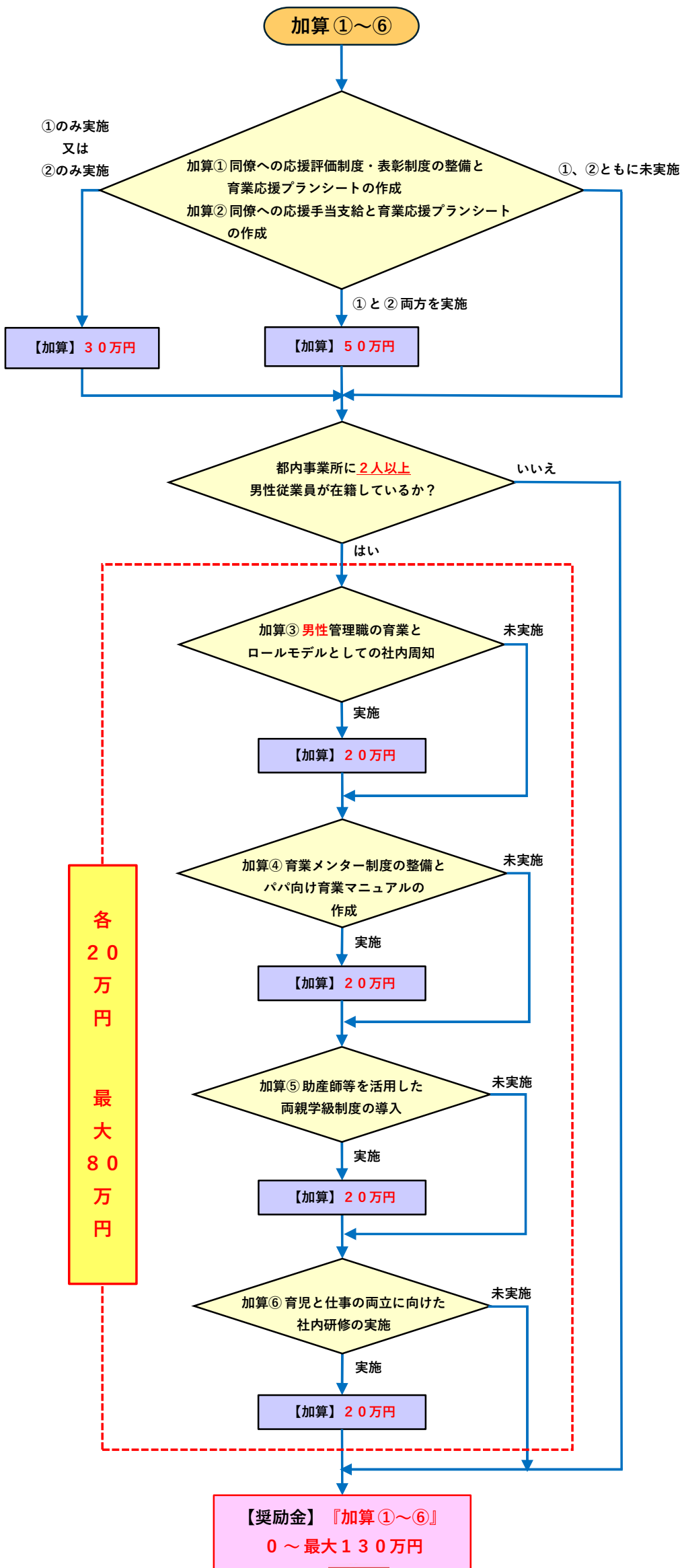
※ 正式には事前エントリー通過後、支給申請期限日までに提出された申請書類等を
審査したうえで決定します。

* 「令和 8 年度働く人の育業応援奨励金」については、参考資料 2：『奨励金額計算シート』も参照してください。

〈加算対象となる取組〉

加算①～⑥【前提条件】対象従業員が男性または女性の場合

加算⑦～⑧【前提条件】対象従業員が男性の場合



【奨励金】

『基本支給額』 + 『加算①～⑥』 + 『加算⑦～⑧』
(125万円) (0 ～ 最大130万円) (0 ～ 最大165万円)

125万円 ～ 最大420万円